

【別紙10】

○ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>4 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の2-1から8の2-6まで、<u>8の2-8及び8の2-10</u>の取扱いは、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「規則」という。）第4条に規定する事項について準用する。</p>	<p>4 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）8の2-1から8の2-6まで<u>及び8の2-8から8の2-11</u>までの取扱いは、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下「規則」という。）第4条に規定する事項について準用する。</p>
<p>5の3 財務諸表等規則ガイドライン8の6から8の6-2までの取扱いは、規則第5条の3に規定するリース取引に関する注記について準用する。</p>	<p>5の3 財務諸表等規則ガイドライン8の6-1-1から8の6-6までの取扱いは、規則第5条の3に規定するリース取引に関する注記について準用する。</p>
<p>5の7 財務諸表等規則ガイドライン8の9の取扱いは、規則第5条の7に規定する持分法損益等の注記について準用する。</p>	<p>5の7 財務諸表等規則ガイドライン8の9の取扱いは、規則第5条の7に規定する事項について準用する。</p>
<p>5の18-5 規則第5条の18第3号に規定する経営者の対応及び経営計画については、<u>前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に特段の変化がなければ、少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日までの経営計画等を、前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に大きな変化がある場合、あるいは、前事業年度の決算日において継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していなかったものの、当中間会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生した場合については、少なくとも当中間会計期間の中間貸借対照表日の翌日から1年間の経営計画等を記載することに留意する。</u></p>	<p>5の18-5 規則第5条の18第3号に規定する経営者の対応及び経営計画については、<u>少なくとも中間会計期間が属する事業年度の末日までの経営計画等を記載することに留意する。</u></p>
<p>28-1-1 財務諸表等規則ガイドライン47-6の1に掲げる通常取引以外の取引に基づいて発生した手形債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、当該手形債務については、規則第28条第1項第1号に規定する<u>支払手形の科目に含めて記載することができるものとする。</u></p>	<p>28-1-1 財務諸表等規則ガイドライン47-6の1に掲げる通常取引以外の取引に基づいて発生した手形上の債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下である場合には、当該手形債務については、規則第28条第1項第1号に規定する<u>支払手形に含めて記載することができるものとする。</u></p>
<p>29-1-4 規則第29条第1項第4号の引当金については、1年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が1年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は1年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。</p>	<p>29-1-3 規則第29条第1項第3号の引当金については、1年内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1年内の使用額を正確に算定できないものについては、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が1年内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は1年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。</p>
<p>32 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。以下同じ。）、組合及び</p>	<p>（新設）</p>

信託の中間貸借対照表を作成する場合には、その純資産の記載については、規則第32条から第36条の2の4までの規定に準じて、適当な項目に分類して記載することができる。

36-3 規則第36条の3の規定による記載については、次の点に留意する。

1～4 (略)

5 持分会社、組合及び信託の中間貸借対照表を作成する場合には、1単位当たり純資産額を注記するものとする。

38 規則第38条及び第57条の規定は、財務諸表等規則第2条若しくは第3条の規定によってその財務諸表を作成している会社又は財務諸表等規則第4条ただし書の規定により財務諸表等規則第2条の規定の適用を受ける事業に係る事項について同条に規定する法令又は準則の定めによってその財務諸表を作成している会社に適用があることに留意する。

36-3 規則第36条の3の規定による記載については、次の点に留意する。

1～4 (略)

(新設)

38 規則第38条及び第57条の規定は、財務諸表等規則第2条若しくは第3条の規定によってその財務諸表を作成している会社又は同規則第4条ただし書の規定により同規則第2条の規定の適用を受ける事業に係る事項について同条に規定する法令又は準則の定めによってその財務諸表を作成している会社に適用があることに留意する。